

答弁書第二四号

内閣参質一六三第二四号

平成十七年十一月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千 景殿

参議院議員近藤正道君提出関西電力美浜発電所三号機事故における保安規定遵守義務違反に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員近藤正道君提出関西電力美浜発電所三号機事故における保安規定遵守義務違反に関する質問に対する答弁書

一及び二について

御指摘の関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の対応については、平成十六年七月初旬に、大飯発電所一号機において主給水配管の一部に減肉が確認されたため、関西電力若狭支社は、関西電力本店からの指示を受け、平成十六年七月三十日に各発電所に対して配管減肉調査を指示し、当該指示を受けた美浜発電所が、点検リストの調査を進める中で、美浜発電所三号機の事故が発生した部位が未点検であり、次回の定期検査において点検する計画であることを確認するとともに、当該調査の結果未点検であることが判明した他の箇所についても、次回の定期検査において点検が実施されるよう検査計画の見直しを検討していたところ、美浜発電所三号機の事故が発生したものと承知している。

こうした事情にかんがみれば、関西電力が保安規定に違反して保安活動の計画、実施、評価及び改善活動を行っていなかったとは認められず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第三十七条第四項には違反していないと判断したものである。

なお、平成十七年三月三日に行われた美浜発電所三号機二次系配管破損事故調査委員会（第八回）において、関西電力からは既に「平成十六年七月の大飯一号機のその他部位（主給水管）減肉トラブルを受け、若狭支社は、その他部位も含め次回定期検査で追加点検すべき箇所を抽出するよう各発電所に指示した。美浜発電所は、この指示を受け、点検リストのチェック作業を進める中で、未点検箇所の一部として当該部位を抽出したが、既に次回定期検査において点検する計画であったことを確認した。」との報告を受けていたところである。